

鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会情勢の変化、物価高騰等により養殖種苗の価格高騰の影響を受ける市内の海面養殖業者（以下「養殖業者」という。）の生産量の維持及び経営の安定化を図るため、カンパチ及びヒラマサの種苗（以下「種苗」という。）を購入する養殖業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、種苗を購入した市内の養殖業者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に本店を置く販売事業者から購入した種苗の購入費で、第5条の申請を行う日の属する年度内に支払ったものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の対象となる種苗の尾数に60円を乗じて得た額とし、1補助対象者当たり100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金種苗購入実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 種苗の購入に係る納品書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、その旨を鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。

(譲渡制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった種苗を、市長の許可なく他人に転売し、又は譲渡してはならない。ただし、当該種苗を養殖し、出荷する場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

名 称

代表者氏名

鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付申請書

鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金種苗購入実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 種苗の購入に係る納品書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住所

氏名

鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金種苗購入実績報告書

鹿屋市に本店を置く販売事業者から 年度に購入した種苗について次のとおり報告します。

養殖用種苗

| | |
|------|---|
| カンパチ | 尾 |
| ヒラマサ | 尾 |

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金については、鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件等

鹿屋市漁業経営強化支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部または一部を返還しなければならない。